

## かしわら芸術祭実行委員会規約

### (名称)

第1条 本会は、かしわら芸術祭実行委員会という。

### (目的)

第2条 本会はまちづくりなど各分野との有機的な連携をもつことにより、文化芸術により生み出される様々な価値を生かし、地域の芸術文化の振興と地域社会の発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) かしわら芸術祭の企画及び運営と支援に関すること
- (2) 文化芸術活動が活発に行われる環境の整備とその醸成を図ること
- (3) その他、前条の目標を達成するために必要な事業の実施

### (会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、事業を企画し推進する個人または団体もしくは法人

### (役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1～2名
  - (3) 理事 各団体等から1名程度
  - (4) 事務局長 1名
  - (5) 事務局次長 2名
  - (6) 会計 1名
  - (7) 監事 2名
- 2 役員を選出は、会員のうちから互選とし、その任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 3 役員職務は、次のとおりとする。
    - (1) 会長は、本会を代表する。
    - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
    - (3) 理事は、本会の運営に関する重要な案件を審議する。
    - (4) 事務局長は、本会の総務、会議等の事務の処理、事業計画に基づく事業の遂行、その他必要な業務の処理を行う。
    - (5) 会計は、本会の運営にかかるすべての収支を管理し、決算書の作成を行う。
    - (6) 監事は、会計その他の事務を監査する。

### (組織)

第6条 本会は、次に掲げる総会、理事会及び事業推進サポート組織をもって構成する。

### (総会)

第7条 総会は、会員をもって構成し、会長の招集により開催し、次の事項を出席会員の過半数をもって決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他会長が必要と認める事項

**(理事会)**

第8条 理事会は、監事を除く本会役員をもって構成し、本会の運営に関する重要な案件を審議する。

- 2 理事会は会長が招集し、会長がその議長となる、また、実行委員会の活動に関する事項は、理事会の合議により決定する。

**(事業推進サポート組織)**

第9条 事業推進サポート組織は、本会の事務局と連携して運営実務を担うものとし、その内容については、別途規定で定める。

**(経費)**

第10条 本会の運営に要する経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 補助金及び助成金
- (2) 寄付金・協賛金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

**(事業年度)**

第11条 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

**附則**

1. この規約は、2023年4月1日から施行する。
2. この規約の制定により、KASHIWARA 芸術祭実行委員会会則を廃止し、これに代わるものとする。

## かしわら芸術祭実行委員会事業推進サポート組織（Anyアート）規定：Anyアート会則

第1条 本規定は、かしわら芸術祭実行委員会規約第6条に規定する事業推進サポート組織の内容を定める。その事業推進サポート組織の通称をAnyアートとする。

第2条 本組織は、かしわら芸術祭実行委員会事務局と連携し、かしわら芸術祭実行委員会の目的達成のため、その運営実務を担う。

第3条 本組織は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) かしわら芸術祭の企画運営推進
- (2) セミナー、フォーラム、シンポジウム等の企画開催
- (3) 機関誌、パンフレット等の発行
- (4) ワークショップ、研修会、研修旅行等の開催
- (5) 行政等への提言
- (6) その他の事業

第4条 本組織は、第2条の目的に賛同する会員をもって構成する。会員は、一般会員及び賛助会員とし、賛助会員は議決権を有しない。

第5条 本組織の会議は、すべて出席者によって構成され、議決は多数決による。

第6条 本組織は、次の役員をおく。総会の際に選出し、その任期は2年とするが、再選は妨げない。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 複数名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 複数名
- (5) 会計 1名
- (6) 運営委員 若干名

第7条 運営委員会は、代表、副代表、事務局長・次長、会計、運営委員などで構成する。

第8条 事業の企画運営における専門的な意見及び相談するためアドバイザー（参与）を設置する。

第9条 本規定に定めのない事項については、運営委員会で決定する。

### 附則（設立年月日と経過等）

1 2020年2月1日設立。

2 柏原ビエンナーレ実行委員会とアッポコ（アーツプロジェクト in 大阪柏原）とを統合する。なお、柏原ビエンナーレの設立以降の歴史的な経緯を踏まえ柏原ビエンナーレの名称を継続使用する。

3 会則の承認に伴い柏原ビエンナーレ規約を廃止する。

4 2020年度の事業年度は設立時から始める。

5 設立時の代表等については、当面2019年度実行委員会が担う。

6 組織整備のため会則改訂する。（2021年7月）

7 かしわら芸術祭実行委員会の理事会等の設置に伴い、新たに規約を策定し、その下に規定より事業推進サポート組織の位置づけを行った。（2023年4月）

## 補足資料

### 1 文化芸術基本法（2016.6 改正）

## 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

### 第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

### 第二 改正の概要

1. 題名等  
法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。
2. 総則  
基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。  
〈基本理念の改正内容〉  
①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
3. 文化芸術推進基本計画等  
政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。
4. 基本的施策  
① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。  
② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。  
③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。  
④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。  
⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。  
など
5. 文化芸術の推進に係る体制の整備  
政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

### 第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

（平成29年6月23日公布・施行）

## 2 かしわら芸術祭実行委員会

### ・組織構造

国の基本法の趣旨に沿って、地域の各分野の団体・グループ等の参加を求め、新たに理事会を組織し、地域団体とのネットワークを広げる。なお、事業推進サポート組織は Any アートとし、現行の形態の継続を基本に、運営委員会を核に新たなメンバーを確保し活動を強化する。

### かしわら芸術祭実行委員会

理事会                      Any アート：事業推進サポート組織  
事務局      ー      運営委員会

### ・団体等への依頼内容

実行委員会参加団体

- ：理事最低1名選出：年間3回程度
- ：グループ・団体・機関・企業等の連携支援領域

### ・行政と関係

行政：連携協定の締結

- ：調整窓口の設定
- ：広報協力
- ：会場等施設・公共空間の提供
- ：許認可関係の支援

### ・名称表現の統一

かしわら芸術祭（KASHIWARA ビエンナーレ）

参考：構成：(2016.8.1 現在)

- ：アーツプロジェクト・イン・おおさか柏原(アッポコ)
  - ：イエローライン・プロジェクト
  - ：オガタ通り商店会
  - ：柏原市商工会
  - ：カタシモワインフード株式会社
  - ：京都市立芸術大学音楽学部作曲専攻中村研究室
  - ：慧生（けいせい）坐禅会 世話人会
  - ：国立大学法人大阪教育大学
  - ：特定非営利活動法人かしわらイイネット
  - ：早川繊維工業株式会社
  - ：響キ前線
  - ：ホルベイン工業株式会社
- 共催：柏原市  
柏原ビエンナーレと柏原市との連携協定(2016.5.1 締結)